～～～　資格者証が交付できないので、お知らせします　～～～

□　あなたの団体は、すでにほかの部局から申請があります。

→　申請を受け付けられるのは、各団体で１つだけです。本省庁、各都県、各市町村ごとに、１部局でとりまとめて申請してください。（例えば、Ａ市で建築物を管理する部署が、ａ局とｂ局でわかれていている場合、そのどちらかで申請を（ａ局分もｂ局分も）とりまとめて申請してください）

※　どの部署でとりまとめるかは、各団体にてお決めいただけます。

□　各職員の申請書に、過不足があります。

→　各職員の申請書の数と、別紙の一覧表に記載されている数を一致させてください。

□　各職員の申請書の記載内容と、別紙の一覧表の記載内容に違いがあります。

→　各職員の申請書の記載内容と、別紙の一覧表の記載内容を一致させてください。

□　各職員の申請書に、不適当な部分があります。

□　氏名欄に記載がありません。

→　氏名を記載してください。

□　勤務先に、団体ではない勤務先の記載が見受けられます。

→　団体の職員だけを記載してください。（委託先職員など、団体以外の職員は記載できません）

□　欠格事由に該当すると思われる記載があります。（または）欠格事由の記載が不適当です。

□　欠格事由に該当する職員は記載しないでください。

□　欠格事由を正しく記載してください。（例えば、建築基準法令規定で刑に処せられたことが「ある」という記載があるときは、年月日の記載がないと、２年経過しているのかわかりません）

□（上記以外）以下の不適当な箇所があります。

■　上記の不足・不備を解消のうえ再申請するときは、この書面も同封してください。（再申請であることがわからないと、書面間不整合で受付できないことがあります。）

当方整理番号（再申請時確認用）